

ID: 254

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<p>処分の概要</p>	<p>管理料の減額</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市墓地条例 第7条第3項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>令和2年条例第42号</p>		
<p>【根拠条文】 (管理料) 第7条 霊園の使用者は、清掃その他霊園の維持管理に要する経費として次に掲げる管理料を納付しなければならない。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとする。 (1) となみが丘霊園 使用場所1平方メートルにつき年額220円により算出して得た額 (2) 緑丘霊園 使用場所1平方メートルにつき年額396円により算出して得た額 2 霊園の使用者は、前項の規定によって算出した管理料に30を乗じて得た額を一括納入するものとし、以後の管理料を免除する。 3 市長は、前項に定めるほか、特別の事由があると認められるときは、管理料を減額することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市墓地条例施行規則第5条の規定による (使用料及び管理料の免除) 第5条 条例第6条第2項に規定する墓所若しくは合同墓の使用料の免除又は条例第7条第3項に規定する管理料の減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 公的扶助を受けている者 (2) 前号に準ずる者として市長が認めた者 2 前項の規定により減免を受けようとする者は、名寄市墓所等の使用料及び管理料減免申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の機影による申請により使用料の免除を行うことを決定したときは、名寄市墓所等の使用料及び管理料減免決定通知書(別記様式第8号)を申請者に交付するものとする。 4 条例第7条第3項の規定による減額は、第7条第1項に基づき積算して得た額の2分の1を減額するものとする。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>15日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>